

## 入札公告（測量・建設コンサルタント等）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年10月10日

支出負担行為担当官  
国立療養所栗生楽泉園  
事務長 渡邊 進

### 1. 業務概要

- (1) 件名 国立療養所栗生楽泉園境界確定測量業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (3) 履行場所 国立療養所栗生楽泉園 宇野嶽90番地2外13筆
- (4) 業務内容 民有地境界確定測量及び国有林検測業務

### 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度厚生労働省における関東甲信越地域「測量・建設コンサルタント等」において「A又はB等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること。  
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東甲信越地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 厚生労働省大臣官房会計課長から「測量・建設コンサルタント等」に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 群馬県内に本店又は支店を有する者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事務所又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
  - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
  - (イ) 経営状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (8) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (9) 入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の「誓約書」を提出しなければならない。
- (10) 競争への参加を希望する者は、「自己申告書」を提出すること。

### 3. 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647  
国立療養所栗生楽泉園庶務課施設管理班  
電話0279-88-3030（内線225）

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は以下の交付場所で交付する。ただし、入札説明書の郵送又はFAXによる入手申し込みは認めない。

交付期間：令和5年10月10日（火）～令和5年10月24日（火）までのうち、  
閉庁日を除く毎日の9時00分～17時00分までとする。

交付場所：上記(1)に同じ。

#### (3) 競争参加資格確認関係書類の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和5年10月25日（水）17時00分

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出日時：令和5年10月30日（月）17時00分まで。

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

開札日時：令和5年10月31日（火）10時00分

開札場所：当園小会議室

### 4. その他

#### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

#### (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

上記2（9）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該の入札を無効とする。

厚生労働省における公共調達の変更適正化を図るため、上記2（10）の自己申告書の提出を行うとともに、この自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、当該の入札を無効とする。

#### (4) 手続きにおける交渉の有無 無。

#### (5) 契約書作成の要否 要。

#### (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.（1）に同じ。

#### (7) 詳細は入札説明書による。